

糸魚川市スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、糸魚川市スポーツ協会（以下「本会」という。）の規約第4条に基づき、体育・スポーツ功労者並びに優秀指導者、優秀競技者に対し、その功績を讃え、表彰するため本規程を定める。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象者は、スポーツ協会加盟団体会員で、次に定める基準の一つ以上に該当する個人または団体であって、常に体育・スポーツの向上発展をめざし、日常生活においても模範であるものでなければならない。ただし、特別表彰はその限りではない。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次のとおりとする。

(1) 功労者賞

ア スポーツ協会加盟団体に推薦年度の4月1日現在、60歳以上、かつ20年以上同一種目において会長・副会長・理事長・事務局長等として本市の体育・スポーツの指導に情熱を傾けた者

イ 本会の役員として10年以上在職し、本会発展に功労のあった者

ウ 小学生・中学生・高校生の育成に20年以上務めた者

(2) 優秀指導者賞

ア 全国大会以上の大会に出場し、優秀競技者賞に該当する選手またはチームを指導し、功労があった者

(3) 優秀競技者賞

ア 小学生・中学生・高校生の部

小学生・中学生・高校生で公益財団法人日本スポーツ協会（都道府県に組織された各種（競技別等）団体を含む。以下「日本スポーツ協会」という。）・中学校体育連盟・高等学校体育連盟・高等学校野球連盟が主催する大会において、下記に該当する選手またはチーム

(ア) 国民体育大会に出場した場合

(イ) 全国大会に出場した場合

(ウ) ブロック大会において入賞した場合

(エ) 県大会において3位までに入賞した場合

イ 一般の部

小学生・中学生・高校生以外で日本スポーツ協会（都道府県に組織された各種（競技別等）団体を含む）が主催する大会において、下記に該当する選手またはチーム

(ア) 国民体育大会に出場した場合

(イ) 全国大会で入賞した場合

(ウ) ブロック大会において3位までに入賞した場合

(エ) 県大会において優勝した場合。ただし、交歓大会や親善大会は除く

(4) 奨励賞

日本スポーツ協会に加盟していない競技団体が主催する大会、または日本スポーツ協会（都道府県に組織された各種（競技別等）団体を含む）が主催する交歓大会や親善大会等において、下記に該当する選手またはチーム

- ア 全国大会で入賞した場合
- イ ブロック大会において3位までに入賞した場合
- ウ 県大会において優勝した場合

(5) 特別表彰

本会に多大な貢献があり、下記に該当する選手またはチームと指導者

- ア 公式な国際大会に出場した場合
- イ 日本代表に選ばれた場合
- ウ 中学校体育連盟、高等学校体育連盟、高等学校野球連盟、日本スポーツ協会及び日本スポーツ協会に加盟する各種目別競技団体が主催する全国大会において3位以上となった場合
- エ 公認の世界新記録・日本新記録・高校新記録・中学校新記録など偉大な記録を樹立した場合

(6) 感謝状

- ア 10年以上、本会の賛助会員である者または団体
- イ 本会加盟団体や市民を問わず、特に本会の発展のために尽力し、理事会で推薦された者または団体

(表彰の方法)

第4条 表彰は1回限りとする。ただし、優秀競技者賞、奨励賞、特別表彰、感謝状については、年度を異にする場合、重複して表彰できるものとする。

2 前条各号に該当する被表彰者に、表彰状又は感謝状を授与する。

3 前項に規定する他、前条第1号から第6号に該当する被表彰者に副賞を贈呈することができる。

(被表彰者の内申)

第5条 本会の加盟団体、本会事務局は、第2条に該当する者を別に定める様式に従い、指定の期日までに本会会長あてに内申するものとする。

(被表彰者の承認)

第6条 本会会長は、内申されたものについて理事会で決定し、評議員会で報告をする。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項に関しては、別途理事会で協議する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

平成28年4月8日一部改正する。

平成31年4月1日一部改正する。

糸魚川市スポーツ協会表彰規程内規

(目的)

- 1 この内規は、糸魚川市スポーツ協会表彰規程(以下「規程」という。)の表彰候補者の選考基準について、必要な事項を定める。

(選考基準)

- 2 規程第3条に掲げる第3・4・5号の候補者は、次に掲げる基準のとおりとする。

(1) 優秀競技者賞

ア 小学生・中学生・高校生は市内の学校に在籍する者とする。

(2) 奨励賞

ア 同一年内に優秀競技者賞と奨励賞のどちらも該当する場合は、優秀競技者賞のみとする。

イ 小学生・中学生・高校生は市内の学校に在籍する者とする。

ウ 生涯スポーツ等の県大会以上の公式大会、日本スポーツマスターズ、種目別全日本選手権マスターズの部、全国障害者スポーツ大会、全国ねんりんピック、県スポーツフェスティバルと同等のものとする。

(3) 特別表彰

ア 公式な国際大会とは、オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、世界選手権大会(10か国以上)、ユニバーシアード競技大会、アジア競技大会(10か国以上)等とし、武道等の流派内の国際大会は除く。

イ 特別表彰を受賞する選手またはチーム、指導者には優秀競技者賞と奨励賞を授与しない。

(候補者の制限)

- 3 功労者賞は当該年において、1団体につき2名以内とする。ただし、理事会において特に認められたときは、この限りではない。

(内申の様式、期間)

- 4 規程第4条の内申様式は別紙のとおりとし、表彰対象の内申期間は、前年の8月1日から当該年7月31日までとする。

(事務局の内申)

- 5 特別表彰に該当する加盟競技団体のない者に限り内申する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

平成28年4月8日一部改正する。

平成29年9月1日一部改正する。

平成31年4月17日一部改正する。